

各 位

平成 21 年 11 月 27 日
株式会社 カワタ

低速粉砕機（商品名：G MASTER）の特許権侵害訴訟終了のお知らせ

当社は、平成20年5月から、株式会社松井製作所との間で、当社の低速粉砕機（商品名：G MASTER）が株式会社松井製作所の有する特許権を侵害しているか否かをめぐり、争っておりましたが、平成21年11月12日、当該特許について無効が確定し、これに伴い、株式会社松井製作所は、大阪地方裁判所に対し提起していた特許権侵害訴訟について訴えを取り下げ、当該訴訟は終了しました（詳細については下記のとおりです）。

皆様方には、多大なるご心配をお掛け致しましたが、平成 21 年 11 月 27 日をもって、当社の低速粉砕機（商品名：G MASTER）についての特許権侵害をめぐる紛争が終了したことをお知らせ致します。

今後、更に精進し、皆様に喜んでいただける商品を提供して行く所存ですので、引き続き当社製品を御愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- (1) 平成 20 年 5 月 20 日 当社から特許庁に対し、特許第 3 9 6 6 8 9 2 号につき、無効
審判請求（無効 2008-800093）
- (2) 平成 20 年 5 月 27 日 株式会社松井製作所は、大阪地方裁判所に対し、上記特許権に
基づき特許権侵害訴訟を提起
- (3) 平成 21 年 1 月 23 日 特許庁により、上記特許を無効とする旨審決（無効 2008-800093）
- (4) 平成 21 年 2 月 25 日 株式会社松井製作所は、知的財産高等裁判所に対し、上記無効審
決の取消を求め審決取消訴訟を提起
- (5) 平成 21 年 10 月 28 日 審決取消訴訟 請求棄却の判決
- (6) 平成 21 年 11 月 12 日 上記特許の無効審決が確定
- (7) 平成 21 年 11 月 26 日 株式会社松井製作所は、大阪地方裁判所に対し、特許権侵害訴
訟につき訴え取下げ
- (8) 平成 21 年 11 月 27 日 当社は、原告の訴えの取下げに対し同意をなし、訴訟終了

以上